

## 戦争法案の強行採決に抗議し廃案を求める声明

2015年7月24日  
東京税財政研究センター

7月15日12時24分、安全保障関連法案（以下「戦争法案」という）が衆議院の平和安全法制特別委員会で野党議員が強く抗議し議場内が騒然とする中、強行採決された。続く16日の衆議院本会議でも自民、公明の両党によって強行採決されたことに、東京税財政研究センター理事会は強く抗議する。

戦争法案は、ほとんどの憲法学者が「憲法違反」といい、歴代の法制局長官も「憲法違反」・「従来の憲法解釈から逸脱」と指摘し、日本弁護士連合会も全国の単位会を含めて、あげて「憲法違反」と表明し、さらには全国から331の地方議会が国会や政府へ意見書を提出、うち98%の325団体が「反対」・「慎重」と意見表明を行い、そして、日を追うごとに「反対」が増えている世論調査で、この時期の調査による国民の「反対」が毎日52%、日経56%、共同通信56,7%、産経57,7%、朝日56%という状況下での、暴挙であった。

立憲主義の破壊と民主主義の破壊をもたらそうとするものであり、到底許すことはできない。憲法第9条の下での集団的自衛権の行使はできないとする憲法解釈は、戦後70年のなかで政府自らが確立してきたものである。それを昨年7月1日の閣議決定で、国会や国民の議論なしに一内閣によって憲法解釈の変更を試みた憲法違反そのものである。

今回の戦争法案は、この憲法違反の閣議決定の下に成り立っている。その意味では二重の憲法違反を犯していることになる。これほど国民を愚ろうするものは他にない。安倍首相側近の自民党議員は「成立すれば国民は忘れる」（朝日7/16付）と発言したという。まさに独裁政治のはじまりである。

このことは、税財政にかかわる税理士・研究者としても看過できない問題である。戦費調達のための税財政政策や消費税をはじめとする増税政策などに利用されるわけにはいかない。何よりも憲法違反の政策遂行のための税制や税務行政に動員されるわけにはいかない。現在の源泉徴収制度が戦費調達のために1940（昭和15）年に導入され、また、1936（昭和11）年の戦時財政の拡大を図った「馬場税制」といわれる大增税計画など、戦費調達のための税制に国民は生活を翻弄されてきた。

そして、1948（昭和23）年の取引高税の導入は戦後の混乱に混乱を重ねる悪税であったことは、周知の事実である。国民生活に混乱と破壊をもたらす戦争と税制の歴史を繰り返してはならない。税にかかわる我々は戦争するための税制や税務行政に、加担することを拒否する。

憲法9条を破壊することには断固反対する。戦争法案は廃案とすべきである。

我々は、多数の国民とともに手を携え、行動することを表明する。